

7.4 土壤污染

7.4 土壌汚染

(1) 現況調査

① 調査項目

・土壌汚染の状況

② 調査手法等

ア 土壌汚染の状況

(7) 既存資料調査

a 調査地域・地点

計画地内及びその周辺とした。

b 調査時期・頻度

土壌汚染の状況を把握できる時期とする。

c 調査手法

既存資料を収集・整理する方法とした。

③ 調査結果

ア 土壌汚染の状況

住宅地図等の既存資料から過去の土地利用状況を確認した結果、昭和41年(1966年)の住宅地図において、計画地にはゴム製品製造業、電気機械器具製造業、鉄鋼・鉄工業の事業所が確認され、これらの事業所に起因する土壌汚染のおそれは否定できないと考えられる。

なお、「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」(広島市ホームページ、更新日：令和5年11月30日)によると、計画地には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月、法律第53号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

(2) 予測及び評価

予測及び評価項目は、表7.4-1に示すとおりである。

表7.4-1 予測及び評価項目

区 分	予測及び評価項目
工事の実施	①土壌汚染の影響の程度

① 土壤汚染の影響の程度

ア 予 測

(7) 予測地域・地点

計画地内とした。

(4) 予測時期

工事期間中とした。

(ウ) 予測手法

現況の土壤汚染の状況、工事計画及び環境保全措置の内容を踏まえ、土壤汚染の影響の程度を定性的に予測した。

(エ) 予測結果

計画地には、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はないが、敷地の一部は、過去の土地利用の履歴から土壤汚染のおそれは否定できないと考えられる。

ただし、本事業は3,000m²以上の土地の形質の変更を行うことから、工事に先立ち、「土壤汚染対策法」第4条に基づく諸届出、手続を実施し、土壤汚染が確認された場合は適切に対応するため、本事業の実施に伴う土壤汚染の影響は生じないと予測する。

イ 環境保全措置

本事業では、以下の環境保全措置を講じる計画である。

- ・工事に先立ち、「土壤汚染対策法」第4条に基づく諸届出、手続を実施し、土壤汚染が確認された場合は適切に対応する。

ウ 評 価

計画地には、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はないが、敷地の一部は、過去の土地利用の履歴から土壤汚染のおそれは否定できないと考えられる。

ただし、本事業は3,000m²以上の土地の形質の変更を行うことから、工事に先立ち、「土壤汚染対策法」第4条に基づく諸届出、手続を実施し、土壤汚染が確認された場合は適切に対応するため、本事業の実施に伴う土壤汚染の影響は生じないと予測する。

したがって、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評価する。